

議 案 第 39 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市が賦課徴収する国税である森林環境税の免除申請期限が納期限までとされていることに合わせ、納期限前7日までとされている市税の減免申請期限を納期限までとするため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（市民税の減免）</p> <p>第55条（略）</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3（略）</p>	<p style="text-align: center;">（市民税の減免）</p> <p>第55条（略）</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3（略）</p>
<p style="text-align: center;">（固定資産税の減免）</p> <p>第89条（略）</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>3（略）</p>	<p style="text-align: center;">（固定資産税の減免）</p> <p>第89条（略）</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>3（略）</p>
<p style="text-align: center;">（種別割の減免）</p> <p>第108条（略）</p> <p>2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければなら</p>	<p style="text-align: center;">（種別割の減免）</p> <p>第108条（略）</p> <p>2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければなら</p>

ない。

(1)~(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第109条 (略)

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（当該軽自動車等の提示に代わるものと市長が認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 (略)

い。

(1)~(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第109条 (略)

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（当該軽自動車等の提示に代わるものと市長が認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 (略)

<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(事業所税の減免)</p> <p>第150条 (略)</p> <p>2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(事業所税の減免)</p> <p>第150条 (略)</p> <p>2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の松戸市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の課税について適用し、令和5年度分までの課税については、なお従前の例による。